

日向市ふるさと納税推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務内容

(1) 業務名

日向市ふるさと納税推進業務委託

(2) 業務概要

本市のふるさと納税に係る業務(寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の登録、発注・発送管理、寄附者対応等)の効率化を図るとともに、本市の取組に共感・応援してくださる寄附者を増やし、ふるさと納税制度を活用した歳入の確保、本市の魅力発信及び地域産業の活性化を図る。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※履行準備が必要な場合は、契約締結日から令和8年3月31日までは履行準備期間とし、その間の支払いは発生しない。

※良好な管理運営が実施され、次年度以降も受託者による事業継続が妥当であると認められた場合は、会計年度ごと(単年度契約)に最長3年間(令和11年3月31日まで)契約を更新できるものとする。

(4) 仕様

別添「日向市ふるさと納税推進業務委託仕様書」のとおり

※仕様書は業務の概要や流れ、業務成果として求める最低限度の内容を参考として示すものであり、提出者の技術提案の内容を制限するものではない。

(5) 事業費

寄附受入額の4.4%以内(取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※令和8年度想定寄附金額 寄附受入額 2,500,000 千円

寄附受入額内訳 1,750,000 千円 (さとふる、三越伊勢丹以外)

750,000 千円 (さとふる、三越伊勢丹)

※返礼品に係る費用(返礼品代金及び当該返礼品配送に係る送料)、寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請書に係る費用は除く。

※さとふる、三越伊勢丹に係るポータルサイト運用管理に関する業務、返礼品の在庫管理並びに発注及び発送に関する業務、返礼品に係る費用の代理請求及び代理受領並びに事業者への支払業務を除く。

2. 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がないこと。

- （4）民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- （5）本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 29 年日向市告示第 61 号）第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- （6）本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- （7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- （8）九州管内に本店・支店、又は営業所を有している事業者であること。
- （9）令和 7 年度日向市建設業者等有資格業者名簿の「業務委託」に、上記（8）の事業者として登録されていること。ただし、名簿に登録のない者については、下記 6（5）に定める手続を行った上で資格を有すると認められる場合に、名簿に登録されている者とする。
- （10）令和 6 年度において、30 億円以上の寄附受入実績を有する自治体の業務を受託していること。
- （11）プライバシーマーク等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けており、個人情報情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

3. 事務局

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号

日向市 経済戦略部 ふるさとプロモーション課

TEL：0982-66-1028 FAX：0982-54-2639

E-mail：f_promotion@hyugacity.jp

4. プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公告	10 月 10 日(金)
質問受付期間	10 月 10 日(金)～10 月 17 日(金)17 時
質問回答期日	10 月 21 日(火)
参加表明書及び入札参加資格届出書の提出期限	10 月 24 日(金)17 時必着
参加資格確認結果通知	10 月 29 日(水)
企画提案書等の提出締切	11 月 10 日(月)17 時必着
プレゼンテーション通知	11 月 13 日(木)
プレゼンテーション及びヒアリング（オンライン）	11 月 20 日(木)
特定結果の通知	11 月下旬
業務内容の最終打ち合わせ	別途通知
契約	12 月上旬

※日付は予定のため変更の場合あり。

5. 質問の受付、回答

- (1) 受付期間 令和 7 年 10 月 10 日(金) から 10 月 17 日(金) 17 時まで（土日祝日を除く）
- (2) 提出方法 PDF ファイルで事務局アドレスに電子メール送付。到着確認を必ず行うこと。
- (3) 提出様式 様式第 6 号 「質問書」
- (4) 回答方法 令和 7 年 10 月 21 日(火)17 時までにホームページ上で公開する。
- (5) その他
 - ① 表題は、「日向市ふるさと納税推進業務委託に関する質問」と明記する。
 - ② 質問の内容を確認するため本市から問い合わせる場合がある。
 - ③ 質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

6. 参加表明手続

- (1) 提出期限 令和 7 年 10 月 24 日(金)17 時まで
- (2) 提出方法 PDF ファイルで事務局アドレスに電子メール送付。到着確認を必ず行うこと。
- (3) 提出書類 資料は全て日向市公式ホームページからダウンロードすること
<http://www.city.hyuga.miyazaki.jp>

提出書類	様式等	
参加表明書類	様式第 1 号	参加表明書
	様式 1－1	会社概要
	様式 1－2	委任状（必要な場合のみ）
	様式 1－3	業務実績
	様式 1－4	業務実施体制

(4) 参加表明書類の記載に関する留意事項

- ① 様式規格は、A4規格とする。
- ② 文字サイズは、11pt 以上とする。
- ③ 参加表明書類による用語は、日本語に限ること。
- ④ 各種様式の記載は、次のとおりとする。

●様式第1号 参加表明書

- ・参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。

●様式1-1 会社概要

- ・会社名、所在地等を記載すること。
- ・企業概要や実施業務分野等を記載したパンフレット等の資料があれば提出すること。

●様式1-2 委任状

- ・委任状が必要な場合において提出すること。

●様式1-3 業務実績

- ・参加希望者が令和6年度に受託した自治体であって、令和6年度単年度で30億円以上の寄附受入額実績を有する自治体名と寄附受入額を記載すること（複数ある場合は一覧記載）。

●様式1-4 業務実施体制

- ・本業務遂行にあたり必要と思われる技術者の業務別配置計画等を記載すること。

(5) その他

令和7年度日向市建設業者等有資格業者名簿への追加登録を同時申請する者は、日向市ホームページの様式を使用し、日向市競争入札参加資格審査申請書一式を別途郵送にて提出すること。

7. 参加資格審査・通知

「日向市ふるさと納税推進業務委託プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）及び日向市建設業者等審査委員会において、提出された参加表明書等で、参加資格を審査する。参加資格を満たす者には企画提案書の提出を求めるものとし、令和7年度日向市建設業者等有資格業者名簿への追加登録認定の審査結果と合わせて通知する。

※参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から7日以内に市長に対して、プロポーザル参加資格確認結果通知書に付された理由についての説明を求めることができる。

(1) 参加資格確認結果等通知 令和7年10月29日(水)に電子メール及び文書にて通知する。

(2) 参加資格の喪失

資格審査通知後に、参加資格を満たした者が次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加することができない。

- ①前記2の資格要件を満たさなくなったとき。
- ②参加表明書等の虚偽の記載をしたとき。

8. 企画提案書

企画提案については、企画提案書等を次の要領で提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年11月10日（月）17時まで
- (2) 提出方法 PDF ファイルで事務局アドレスに電子メール送付。到着確認を必ず行うこと。
- (3) 提出書類 下記のとおり

提出書類	様式等	
企画提案書等	様式第7号	企画提案書（かがみ）
	様式任意	企画提案書
	様式第8号	参考見積書

- (4) 企画提案書の作成に関する留意事項

- ①様式規格は、A4規格横とし、仕様書の記載されている各業務及び仕様書等に記載のない自由提案についての提案書を20枚以内（表紙・目次は含まない。）で作成すること。
- ②文字サイズは、11pt以上とする。
- ③図、絵、写真等の使用は可とする。
- ④企画提案書に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- ⑤企画提案書には、参加者を特定できる名称を表示してはならないこと。
- ⑥企画提案書は、別紙「評価項目等」の記載事項ごとに作成し、その順に整理し提出すること。

- (5) 参考見積書

見積については、令和8年度想定寄附受入額 2,500,000 千円のうち、さとふる、三越伊勢丹を除く 1,750,000 千円をもとに、業務委託料率（税込み）及び委託料見込額（税込み）を記載すること。

9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施（オンライン）

企画提案書提出後、参加者からの企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）をオンラインで実施する。なお、企画提案書を提出する者が多数の場合は、事前に提案に基づいた書類審査を行ったうえで上位3事業者以内を選考し、プレゼン等への参加を通知するものとする。

- (1) 開催日 令和7年11月20日（木） 9時00分～（予定）
- (2) 時間構成 発表時間：40分程度（プレゼン20分以内、ヒアリング20分以内）
- (3) 留意事項
 - ①プレゼン等に出席する者は、4人以内（パソコン操作員含む）とする。
 - ②パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。
 - ③プレゼン等の順番は、企画提案書の提出順とする。
 - ④プレゼン等に出席しない場合は、採点を行わない。

10. 企画提案審査・通知

(1) 審査

提出された企画提案書等並びにプレゼン等の説明、質疑応答の内容を総合的に判断し、最優秀者1者及び次順位者1者を特定する。

(2) 企画提案書案等における評価項目及び評価割合は、以下のとおりとする。

実施方針とその実現性	10%
本市の課題抽出及び課題解決に向けた方策の妥当性	30%
返礼品に係る対応	15%
プロモーション	15%
独自提案	20%
見積額	10%

(3) 提案書の特定に係る審査対象が1者のみの場合であっても、プレゼン等を実施し、上記審査方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。

(4) 審査評価の合計点が満点の6割に満たない場合は、最優秀者又は次順位者の選定を行わない。

(5) 審査結果通知

全ての参加者に対して、結果をメールにて通知する。

(6) 質問等

提案書を特定されなかった提案者は、特定されなかった理由について疑義がある場合は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により市長に対しその理由の説明を求めることができる。

11. 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

12. 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 本公告に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

(2)ヒアリング時に追加資料等を提出した場合

(3)その他審査会が不適格と認めた場合

1 3. 契約手続

審査の結果、最も優れた提案書の提案者と契約の交渉（提案書の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

1 4. その他

(1)本要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。

(2)企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費は、参加事業者の負担とする。

(3)提出された書類の差替は認めない。

(4)提出された企画提案書等は返却しない。

(5)提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、プロポーザル特定後、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。

(6)参加表明書提出以降に辞退する場合は辞退届（様式第3号）を提出すること。

(7)本要領に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成21年日向市告示第128号）の定めるところによるものとする。